

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 の原案について

令和 7 年 5 月 2 6 日
企画管理部教育総務課

「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」の原案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、知事から教育委員会に対して意見の聴取があったものです。

1 改正概要

「職員の育児休業等に関する条例」及び「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部改正を行う。

2 その他

本件は、知事から、議案の公表があるまで、具体的な内容は公表できません。